

内部統制室

直 通：092-643-3082

担 当：黒石、武下（内線 2152）

部課長会に関する調査・検証結果について（第一次中間報告）

1 目的

部課長会は任意団体であり、知事の指揮命令が及ばない組織であるが、地方公務員法・政治資金規正法等への適合性などの観点から県民の疑念を招く可能性があるとして、各部課長会において、今般、政治資金パーティー券購入に係る補助をしないように決定したところである。

今後も、知事の関知しない間に同様の疑念を招く行為が県庁組織において生じることのないよう、公務員の政治的行為に関する服務規律の徹底に向けた対策を強化する必要がある。そのため、部課長会における政治資金パーティー券購入に係る補助をしていた行為などが始まった過去の経緯や、そうした行為の関係法令等への適合性などについて、関係者へのヒアリングを通じた調査・検証を行う。

2 調査期間及び対象者

令和8年4月20日～5月8日に、令和7年度から平成28年度までの過去10年間ににおいて総務部の部課長会に加入していた職員（課長級以上）及び部課長会事務を担当していた職員のうち、令和8年4月1日時点で県職員として在籍している職員（再任用職員含む）計75人（部長1人、次長、課（室）長22人、その他会員43人、事務担当9人）を対象にヒアリングを実施した。

3 調査・検証内容

政治資金パーティー券購入の補助と関連する部課長会の事務運営について、その経緯（開始時期、理由等）や、地方公務員法・政治資金規正法をはじめとする関係法令の適合性の調査・検証を行った。

- (1) 政治資金パーティー券購入の補助について
- (2) 政治資金パーティーへの参加の強制について
- (3) 政治資金パーティー等へ参加した目的について
- (4) その他（部課長会の運営についてなど）

4 確認された事実

- (1) 政治資金パーティー券購入の補助について
 - ・ 令和7年度は政治資金パーティーへ参加する各職員が参加費を一旦支払った後、参加費の支払を証する書類を提出した職員に対し、参加費の半額が補助されていた。
 - ・ 令和6年度以前は政治資金パーティーへ参加する各職員から参加費の半額を取りまとめた上で、残額（参加費の半額分）を部課長会費から支出（補助）し、参加費の振込を行っていた。
 - ・ 補助を行っていた目的は参加者の負担軽減のためであること、また、取りまとめて振込を行っていた目的は振込手数料の削減や事務の効率化であり、特定の政治団体を支持する目的で行われたものではなかった。
 - ・ なお、部課長会からの補助が始まった時期、参加者分を取りまとめて振込を行っていた方法が始まった時期については、平成28年度以前から慣例的に行われていることは判明したが、具体的にいつから始まったものであるかは判明しなかった。
- (2) 政治資金パーティーへの参加の強制について
 - ・ 部長等指揮命令系統の上位に当たる職員に対して、上司としての影響力を利用しての参加の強制がないか確認したところ、行ったことはないとのことであった。
 - ・ 一方、部下職員であった職員に対しても指揮命令系統の上位に当たる職員から参加の強制がなかったか確認したところ、いずれの職員もそのような強制は受けたことはないとのことであった。
 - ・ 上司及び部下職員共に回答が一致していることから、政治資金パーティーへの参加に当たり強制はなかったと考えられる。

(3) 政治資金パーティー等への参加した目的について

- ・ 政治資金パーティー等への参加の目的について、大多数がこれまでの慣例として参加（23人中18人）しつつも、半数以上（15人）は情報収集や自己研鑽など業務等への活用意識も持って参加していた。
- ・ 一方で、慣例で参加していた職員の中には、行かないことで議会との関係が上手くいかなくなるのではないかと、といったことや、部全体のことも考慮した忖度や配慮があった（5人）ことも確認された。

(4) その他（部課長会の運営についてなど）

- ・ 会則の配付や会費の給与振替の案内は行われていたようであるが、会の目的等、部課長会に関して具体的な説明は行われておらず、また、部課長会の加入の意思確認を受けたと認識していた職員は少数（65人中5人）であり、慣例で入会していた実態があった。
- ・ 部課長会に加入する際、上司からの強制はなかった。
- ・ 「その他会員」の約6割（43人中27人）は、会費が政治資金パーティーやF O Fの祝賀会などの参加費補助に使用されている認識がなかった。なお、認識があった会員（43人中16人）については、その用途に対し疑念や反対の意思表示を示した会員はいなかった。

5 調査検証結果

- (1) 部課長会から政治資金パーティー券購入への補助や、取りまとめて振り込んだ行為は、特定の政治団体を支持する目的で行われたものではなく、参加者の負担軽減等を目的として慣例的に行われているものであったこと、指揮命令系統の上位に当たる職員から、地位を利用した参加の強制が行われていなかったこと、参加に反対の意思を示した会員はいなかったことから、地方公務員法第36条第2項並びに政治資金規正法第22条の7及び同法第22条の9に抵触する事実はなかった。（顧問弁護士確認済）
- (2) 政治資金パーティーへの案内がない「その他会員」の会費が含まれる部課長会の会計から、政治資金パーティー券購入への補助がされていた行為については、従前からその補助が慣例的に行われていたこと、その補助が5（1）のとおり各法令に抵触する事実はないこと、併せて「その他会員」も上司からの強制なく慣例的に入会し、また、その用途に対して疑念や反対の意思表示を示した会員がいなかったことから、関係法令に抵触する事実はなかった。（顧問弁護士確認済）

6 今後の課題

総務部の部課長会に関する調査・検証を通して以下の課題が明らかとなった。

- ・ 聞き取り調査を行ったことにより指揮命令系統の上位に当たる職員からの政治資金パーティーへの参加の強制や部課長会費からの補助が特定の政治団体を支持する目的ではないことは明らかとなったが、部課長会の会則において明確に定められた支出ではなく、外形的には地方公務員法や政治資金規正法に抵触するおそれがあるとの疑念を抱かざるを得ない状況であった。
- ・ 政治資金パーティー等への参加について、情報収集等を目的としていた職員が多かった一方、参加の動機としては組織全体の「慣例」という意識が根強いものであった。同時に、議会への忖度や配慮を考慮して参加を行った職員もおり、個人の政治的活動の自由や公務員の政治的中立性の確保の観点や、議会と長がそれぞれ独立の立場で相互に牽制し、均衡と調和の上に運営されるべきとの観点から見て、県政への信頼を損なう可能性のある行動であった。
- ・ 部課長会への加入が、過去からの慣例として加入することが暗黙の了解となっており、会の目的や会費等の説明、加入意思の確認が不十分であった。
- ・ 会費の用途について、パーティー券購入の補助等に充てられていたことを把握していなかった会員も存在していた。このことは、会則において収支決算の報告や報告に対する会員の承認を得るプロセスがなく、会費の用途が不明瞭であったことが原因と考えられる。

7 現時点の今後の対応

職員の服務規律のより一層の確保を図るための総務部長通達を発出するほか、毎年度実施している親睦会の会計処理総点検において、点検項目に、親睦会加入時の同意、支出内容における会員の了承、政治的中立性に疑念を抱かれない支出の確認を追加し、また、親睦会の会則の参考となる「部課長会会則（ひな形）」を提供する。

なお、総務部以外の部課長会については調査の途中であり、政治資金パーティー券購入の補助が始まった時期などの不明な点を明らかにすることも含め、引き続き各部へヒアリングを行っていく。